

刑 法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

本問では、甲が乙と共謀して被害者Vを懲らしめる計画を立て、その後、乙がVに対して傷害を加えた点について、甲乙間にVに対する傷害罪の共同正犯が成立するか、また、乙がVの反抗を抑圧した後に領得意思を生じ、Vの財布を奪った点について、強盗罪の成立が認められるか、さらに、Vに対する強盗罪について甲にも共同正犯が認められるか、そして、乙の暴行と甲の心臓病とが相まって甲が死亡に至ったことについて、当該死亡が乙の強盗の機会において生じた結果として、乙に対し強盗致死罪の成立が認められるかが主要な検討課題として問われている。

まず、甲乙間に成立する犯罪として、Vに対する傷害罪の共同正犯の成否が検討されているか、すなわち、共同正犯の成立要件や傷害罪の構成要件に関する定義および規範を明示し、それらに基づいて問題文中の事実を的確に評価し、当てはめられているかが評価の対象となる。

次に、Vが反抗を抑圧された後、乙が新たに領得意思を生じて、Vの財布を奪取しようと甲に提案したが、甲がこれを明確に反対したこと、さらに、甲に構わず乙が財布を奪おうとした際、甲が乙に正面から掴みかかってこれを妨害したこと、また、Vの財布を奪う目的でなされた反抗抑圧行為の対象がVではなく甲であったこと等の事実から、当該乙の領得行為については、甲乙間の当初の共謀の射程に含まれるものではなく、新たな共謀の形成も認められないことから、その時点で甲乙間の共犯関係が解消されたと評価し得る。したがって、答案においては、上記のような事実関係に即し、甲乙間の共同正犯関係がどの行為まで及ぶかについて適切な記述がなされていることが求められている。

その後、乙は、意識はあるが抵抗不能なVの眼前でVの財布を持ち去っている。この乙の行為につき、強盗罪または強盗致死罪の成否を論ずるにあたって、強盗罪の各構成要件に関する定義・規範を明確にした上で、事実の評価と法的当てはめを適切に行っていることが評価の対象となっている。なお、この際、乙による強盗の実行行為を「甲に対する暴行」と評価しても、「Vの身体に対する黙示の害悪の告知(脅迫)」と評価しても得点に差異はないが、「甲に対する暴行」として論じる場合には、当該暴行時点における甲乙間の共犯関係の解消についての記述が求められるとともに、甲に対する暴行が反抗抑圧に至る程度のものであるかについての検討が必要である。一方、「Vの身体に対する黙示の害悪の告知(脅迫)」で論じる場合には、甲に対する暴行行為がVの眼前で行われているという事実に基づき、これがVの身体に対する黙示的な脅迫と構成されるかを検討する必要がある。さらに、当該脅迫がそれ単体では反抗抑圧に至らなくとも、先行して行われた乙の傷害行為によってVに反抗抑圧状態を生じさせている点を挙げ、既に生じているVの反抗抑圧状態を維持するに足りる程度の脅迫であれば、強盗罪の要件を充足することを論証することが求められる。

また、甲が乙から暴行を受けて樹木に頭部を打ち付けた後、本人も自覚していなかった心

臓病と相まって死亡に至った点につき、当該死亡が乙の強盗の機会において発生したものとして強盗致死罪が成立するか否か、あるいは強盗の機会とは評価できず傷害致死罪にとどまるか等、「被害者に特殊な介在事情が存在する場合における因果関係の認定」を含めて検討し、死亡結果を乙に帰責し得るかについて一定の説明がなされていることが求められる。

最後に、本問において乙には複数の犯罪が成立し得ることから、各罪の成立に関する検討に加えて、罪数処理についても適切な記述がなされているかが評価の対象となっている。

以上